

下妻市水道事業 水道水中の放射性物質に係るモニタリング計画

1. 基本計画

平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」が厚生労働省健康局水道課長から発出され、水道水中の放射性物質に係る指標が見直されました。当該通知をふまえ、下記のとおりモニタリング計画を定めて計画的に水道水中の放射性物質の検査を実施します。

2. モニタリングの方法

砂沼浄水場及び宗道浄水場で配水される水道水中の放射性物質の検査を実施します。

県西広域水道用水供給事業に係る放射性物質の検査結果については、県企業局等で実施する検査結果を参考とします。

(1) 対象項目 放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）

(2) 管理目標値 放射性セシウム 10Bq/kg

(3) 採水場所等

no	採水場所	検査対象	備考
1	砂沼浄水場	配水	旧下妻地区
2	宗道浄水場	配水	旧千代川地区

3. 検査方法

放射性物質の検査については、高度な分析技術と経験を持つ技術者及び測定機器の設置等が必要で、自己により検査を行うためには費用が莫大となります。

このため本計画における検査は、「水道水等の放射能測定マニュアル」による検査が可能な検査機関に委託して行います。

(1) 検査方法 「水道水等の放射能測定マニュアル」による。

(2) 検査機関 「水道水等の放射能測定マニュアル」による検査が可能な検査機関に委託

(3) 対象項目 放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）

(4) 検査頻度 月 1 回 十分な検出感度による水質検査によって 3 ヶ月連続して水道水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は 3 ヶ月に 1 回に減じて実施します。

(5) 検出限界値 セシウム 134 及び 137 それぞれについて 1Bq/L 以下を目標とする。

(6) 結果公表 市ホームページにて公表するとともに、県・関係機関あてに結果報告する。

4. その他

(1) 緊急事態における措置

東電福島第一原発から再度大規模な放射性物質の放出が起きた場合には、予め通知することなく当該モニタリングを変更して実施する場合があります。

(2) 適用時期 平成 24 年 4 月 1 日から適用します。